

都道府県問い合わせ先一覧

造林・間伐関係			林道関係		
都道府県	担当課(室)	電話番号	都道府県	担当課(室)	電話番号
北海道	森林整備課	011-204-5506	北海道	森林整備課	011-204-5496
青森県	林政課	017-734-9513	青森県	林政課	017-734-9513
岩手県	森林整備課	019-629-5791	岩手県	森林保全課	019-629-5800
宮城県	森林整備課	022-211-2921	宮城県	林業振興課	022-211-2913
秋田県	林業木材産業課	018-860-1917	秋田県	森林整備課	018-860-1943
山形県	森林ノミクス推進課	023-630-2517	山形県	森林ノミクス推進課	023-630-2531
福島県	森林整備課	024-521-7429	福島県	森林整備課	024-521-7430
茨城県	林業課	029-301-4051	茨城県	林業課	029-301-4051
栃木県	林業木材産業課	028-623-3286	栃木県	林業木材産業課	028-623-3286
群馬県	林政課	027-226-3221	群馬県	林政課	027-226-3223
埼玉県	森づくり課	048-830-4321	埼玉県	森づくり課	048-830-4314
千葉県	森林課	043-223-3630	千葉県	森林課	043-223-3630
東京都	森林課	03-5320-4855	東京都	森林課	03-5320-4858
神奈川県	森林再生課	045-210-4342	神奈川県	森林再生課	045-210-4346
新潟県	林政課	025-280-5325	新潟県	林政課	025-280-5323
富山県	森林政策課	076-444-3386	富山県	森林政策課	076-444-3392
石川県	森林管理課	076-225-1646	石川県	森林管理課	076-225-1646
福井県	県産材活用課	0776-20-0698	福井県	森づくり課	0776-20-0445
山梨県	森林整備課	055-223-1646	山梨県	治山林道課	055-223-1661
長野県	森林づくり推進課	026-235-7270	長野県	信州の木活用課	026-235-7268
岐阜県	森林整備課	058-272-8490	岐阜県	森林整備課	058-272-8489
静岡県	森林整備課	054-221-2681	静岡県	森林整備課	054-221-2717
愛知県	森林保全課	052-954-6449	愛知県	森林保全課	052-954-6450
三重県	森林・林業経営課	059-224-2563	三重県	治山林道課	059-224-2574
滋賀県	森林保全課	077-528-3935	滋賀県	森林保全課	077-528-3933
京都府	林業振興課	075-414-5002	京都府	森の保全推進課	075-414-5028
大阪府	森づくり課	06-6210-9559	大阪府	森づくり課	06-6210-9559
兵庫県	林務課	078-362-3461	兵庫県	治山課	078-362-3470
奈良県	林業振興課	0742-27-7469	奈良県	森林整備課	0742-27-7473
和歌山県	森林整備課	073-441-2981	和歌山県	林業振興課	073-441-2993
鳥取県	森林づくり推進課	0857-26-7305	鳥取県	県産材・林業振興課	0857-26-7254
島根県	森林整備課	0852-22-5177	島根県	森林整備課	0852-22-5171
岡山県	治山課	086-226-7455	岡山県	治山課	086-226-7458
広島県	林業課	082-513-3701	広島県	林業課	082-513-3704
山口県	森林整備課	083-933-3485	山口県	森林整備課	083-933-3491
徳島県	新次元プロジェクト推進室	088-621-2456	徳島県	森林整備課	088-621-2467
香川県	みどり整備課	087-832-3459	香川県	みどり整備課	087-832-3445
愛媛県	森林整備課	089-912-2596	愛媛県	林業政策課	089-912-2590
高知県	木材増産推進課	088-821-4602	高知県	治山林道課	088-821-4869
福岡県	林業振興課	092-643-3548	福岡県	農村森林整備課	092-643-3568
佐賀県	林業課	0952-25-7131	佐賀県	森林整備課	0952-25-7134
長崎県	森林整備室	095-895-2986	長崎県	森林整備室	095-895-2986
熊本県	森林整備課	096-333-2434	熊本県	林業振興課	096-333-2445
大分県	森林整備室	097-506-3882	大分県	林務管理課	097-506-3819
宮崎県	森林経営課	0985-26-7158	宮崎県	森林経営課	0985-26-7162
鹿児島県	森林経営課	099-286-3407	鹿児島県	かごしま材振興課	099-286-3368
沖縄県	森林管理課	098-866-2295	沖縄県	森林管理課	098-866-2295

森林整備事業のあらまし

令和2(2020)年度版



このパンフレットに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

林野庁森林整備部整備課 03-3502-8065(造林・間伐)
03-6744-2303(林道)

適切な森林整備の取組

林野庁では、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の維持・増進を目的に、対象森林に応じた以下の2つの方針に基づき、造林や間伐等の森林整備への支援を行っています（森林整備事業）。

条件不利地や気象害等の被害森林では、

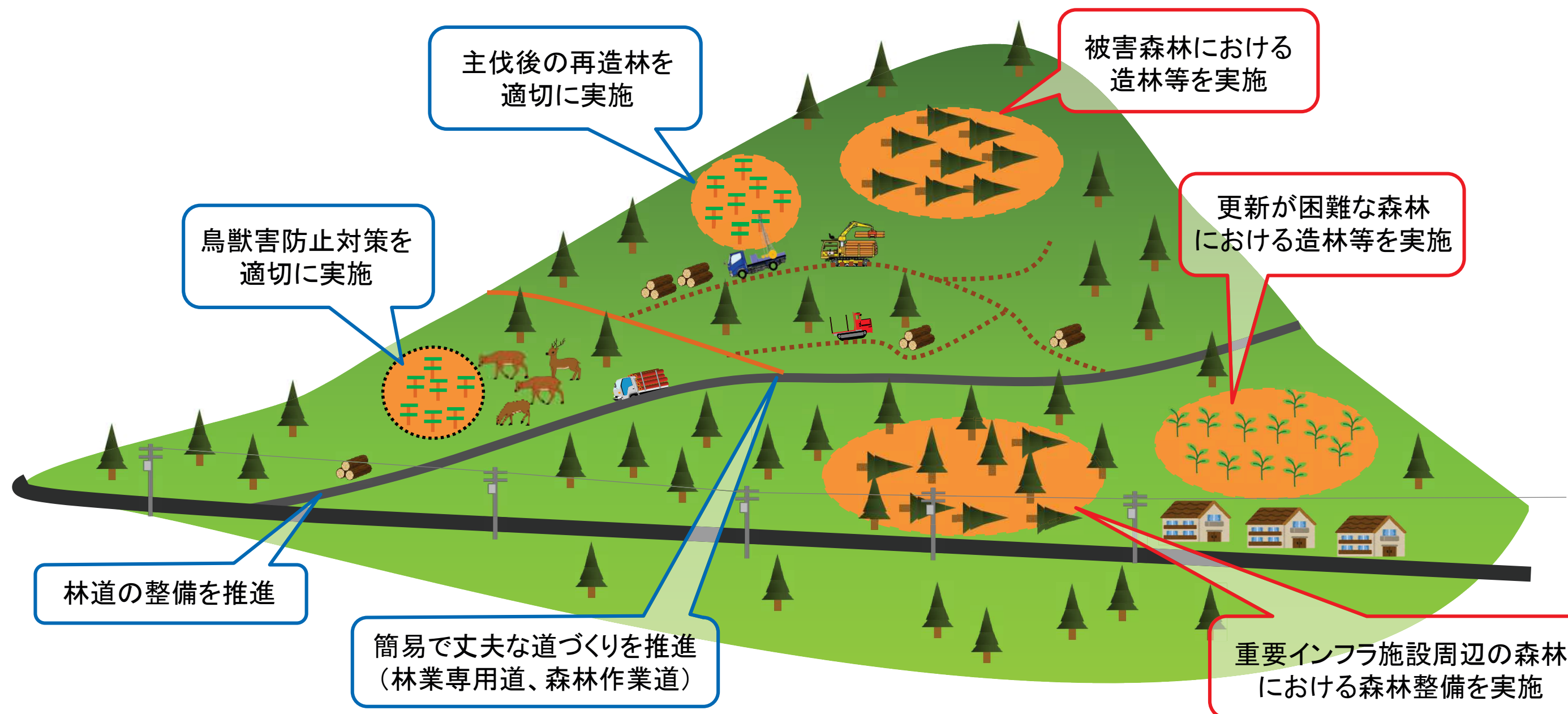
公的な関与による森林整備の推進
（セーフティネット）

- ・ 自然条件等の理由により更新が困難な森林で地方公共団体が行う人工造林を支援
- ・ 気象害等による被害森林の復旧を支援
- ・ 重要インフラ施設周辺の森林の整備を支援

資源が充実しつつある人工林では、

施業の低コスト化の推進により
森林所有者等による適切な森林整備を推進

- ・ 面的なまとまりをもって計画的な間伐等を行うための森林経営計画を作成
- ・ 同計画を作成した森林を対象に、路網整備、主伐後の再造林、間伐等を支援
- ・ 再造林や間伐等の実施に合わせて、適切な鳥獣害防止対策を実施



持続的な森林経営の実現に向けた路網整備の推進

森林の有する多面的機能を発揮させるとともに、持続的な森林経営の実現に向けて、森林施業を効率的に実施するためには、路網整備を進めていく必要があります。

このため、森林整備事業において、丈夫で簡易な構造により、長期にわたり使用することができる耐久性と経済性の両立を図りつつ、それぞれの役割に応じた路網整備を支援しています。

通行を想定する車両・林業機械に応じた道を適切に組み合わせた路網整備を実施



○林道（効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る道）

- ・原則として不特定多数の者が利用可能な恒久的公共施設
- ・一般車の通行も想定し安全施設を完備
- ・森林整備の基盤はもとより生活環境の改善、災害時の迂回路など地域インフラとなる骨格的な道



○林業専用道（専ら森林施業に利用され、木材輸送機能を強化する道）

- ・主として森林施業を行うために利用される恒久的公共施設
- ・大型の林業用車両の走行を想定した道づくり
- ・必要最小限の規格・構造を有する丈夫で簡易な道



○森林作業道（導入する作業システムに対応し、森林整備を促進する道）

- ・森林所有者や林業事業体など、特定の者が森林施業を行うために利用
- ・主として林業機械（2t積程度の小型トラックを含む）の走行を想定した道づくり
- ・経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造とすることが特に求められる



丈夫で簡易な道の開設方法

路網整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入

路網整備に当たっては、導入する高性能林業機械の性能を最大限発揮させるため、合理的に路網を配置し、素材生産の工程全体を通じて生産性を高める必要があります。なお、最適な作業システムは、地形・地質、土質等の自然条件等に応じて多様なものが想定され、下に示すのはその一例です。



伐採・造材

ハーベスタ



集材

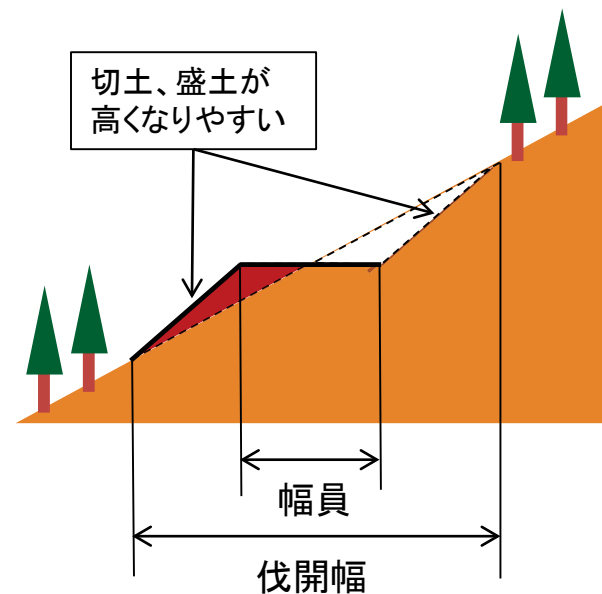
フォワーダ



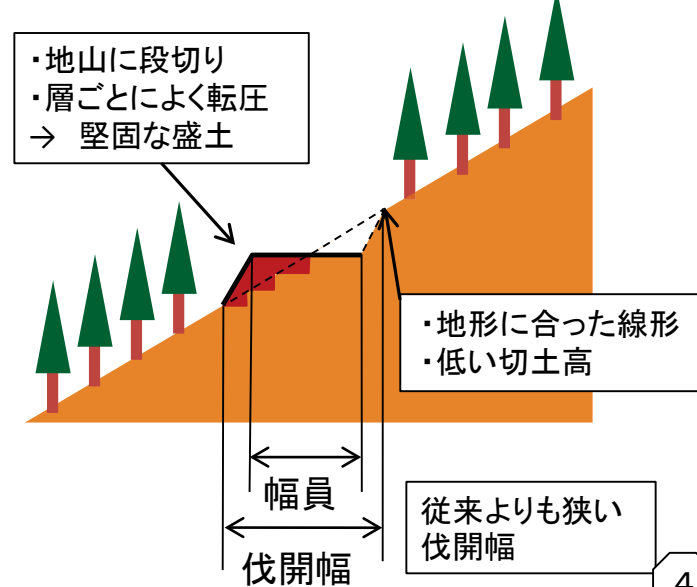
運搬

大型トラック

土工量が大きく、雨等にも弱い道



土工量が少なく、安定している道



森林整備事業による補助の内容

森林を育成し健全な状態に保つ以下の作業に対して、国と都道府県による補助制度が設けられています。

植付け

伐採跡地などに新たに森林を作るために、苗木の植付けの作業を行います。植付けを行う前には、必要に応じて伐採した後の枝葉やササ等の整理を行います。

補助の対象

- 植付けの準備を行うために林地の整理を行う地ごしらえ
- 苗木の植付け、種子の播き付け
- 苗木代 等



下刈り

苗木を植付けた後の数年間は、周りの雑草木の成長が盛んで、植付けた木(植栽木)への日当たりが悪くなり成長が阻害される場合があります。また、つるが巻き付いて植栽木の幹を締め付けてしまうこともあります。

これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行います。

補助の対象

- 雑草木の除去 等



除伐

下刈りが終了した後、数年すると、植栽木以外の木が大きくなって、植栽木の生育を阻害することがあります。このような木を伐るとともに、植栽木の中で曲がったり、成長が悪い木を伐る作業を行います。

補助の対象

- 不用木の除去 等



保育間伐・間伐

植栽木がさらに成長していくと、植栽木同士がそれぞれの生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業を行います。

補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 伐採木の搬出(間伐の場合のみ) 等



更新伐

育成複層林の造成や人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善を目的として、抜き伐りや群状伐採等の作業を行います。

補助の対象

- 不良木の抜き伐り
- 支障木等の伐倒
- 伐採木の搬出 等



鳥獣被害対策、荒廃竹林整備など

植付や間伐等の実施に合わせて、シカなどの野生鳥獣の被害から植栽木を守るための防護柵の設置・改良や、森林に侵入しつつある竹林の整備などを行います。

補助の対象

- 鳥獣害防止施設等の整備
- 荒廃した竹林の整備
- 林床の保全整備 等



路網整備

路網は、施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤です。また、労働条件や生活環境の向上にも役立っています。

そのため、林道や丈夫で簡易な森林作業道等による路網整備を推進します。

補助の対象

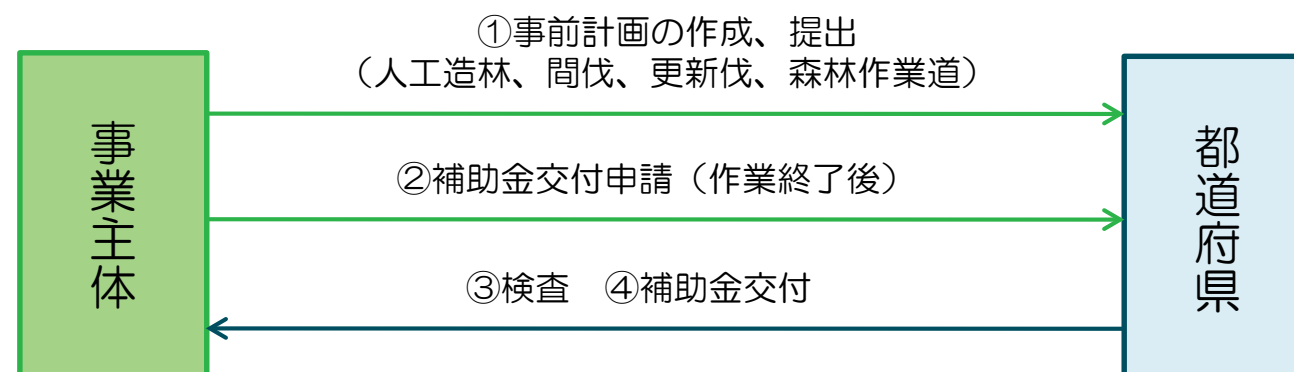
- 森林整備の骨格となる林道の開設・改良
- 間伐等と一体として行う森林作業道の開設・改良 等



- ※ このほかに、雪のために倒れた植栽木を引き起こす「雪起こし」などが補助対象となっています。
- ※ 補助制度の具体的内容については都道府県担当課へお問い合わせください。

補助を受けるために必要な手続き

補助を受けようとする森林所有者、森林経営計画作成者等の事業主体は、都道府県の出先機関に補助金交付申請を行います。



- ※ 事前計画とは、予め実施予定箇所、事業量、周辺の林内路網の状況等を記載したものです。
- ※ 森林組合等に補助金の申請・受領に関する事務を委任することもできます。



森林整備事業の体系

詳しい内容については各都道府県の担当課(裏表紙記載)へお問い合わせください。

事業名		目的	事業内容※1	主な事業主体	国の補助率		都道府県の主な補助率		
					造林・間伐 (査定係数)※2	林道	造林・間伐 (査定係数)※2	林道	
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業 (→ P9、10参照)		面的なまとまりをもって行う間伐やこれと一体となった森林作業道の開設等	○人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、間伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等 ○間伐については、原則として、森林経営計画を作成していること、5ha以上の集約化をしていること、10m³/ha以上の搬出をすることなどが必要。	地方公共団体 森林組合 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	3/10 〔森林経営計画等に基づく場合:170 伐採造林届出書に基づく人工造林等:90〕	—	1/10 (国と同様)	—
	特定森林再生事業	森林緊急造成 (→ P11参照)	自然条件等の理由で更新が困難な森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等	地方公共団体 森林組合 民間事業者※5 等	3/10 〔保安林及び特定の 公益的機能別施業 森林※6:180 その他:90〕	—	事業主体が市町村等:2/10 事業主体が森林組合等:1/10 (国と同様)	—
		被害森林整備 (→ P12参照)	気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲等	地方公共団体 森林組合 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	3/10 (170)	—	1/10 (国と同様)	—
		重要インフラ施設周辺森林整備	鉄道、道路、送配電線といった重要インフラ施設周辺の森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等	地方公共団体 森林組合 民間事業者※5 等	3/10 (180)	—	事業主体が市町村等:2/10 事業主体が森林組合等:1/10 (国と同様)	—
		保全松林緊急保護整備 (→ P13参照)	松くい虫被害が発生している松林の整備や樹種転換	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、衛生伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等	地方公共団体 森林組合 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	5/10	—	2/10	—
	森林資源循環利用林道整備事業 (→ P16参照)		生産基盤強化区域内等において幹線となる林業生産基盤整備道等の整備	林業生産基盤整備道等の開設、改良	地方公共団体 森林組合	—	45/100 50/100 30/100 等	—	—
	林業専用道整備事業 (→ P15参照)		主として森林施業のために利用する林業専用道の整備	林業専用道の開設、林業専用道等の改良	地方公共団体 森林組合	—	45/100 50/100 30/100 等	—	—
	美しい森林づくり基盤整備交付金 (→ P14参照)		平成32年度までの間における間伐等の実施	間伐等促進計画※3に基づく間伐等とこれに必要な路網整備	市町村 森林組合 森林所有者	1/2	1/2	—	—
農山漁村地域整備交付金 (→ P17参照)		自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施可能とし、農山漁村地域の総合的な整備	○育成林の整備を推進するために必要な路網整備 ○既設の林道及び作業道の構造の一部改良 ○骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備 ○森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備 ○市民の参加による森林整備や野生生物との共存のための森林整備 ○林木の生長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として行う森林造成 ○花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽 ○既存の林道のトンネルや橋梁等の点検診断・補修及び更新等	地方公共団体 森林組合 森林所有者	5/10 3/10 (110～180)	45/100 50/100 30/100 1/3 等	2/10 1/10 (国と同様)	—	

※1 事業内容には、それぞれ林齢制限などがあります。
※2 造林関係事業の補助金額は、「標準単価×実施面積×補助率×査定係数/100」により算出します。
標準単価は国が定める作業工程を基に、地域の樹種・平均径級等に応じて、都道府県が定める1haの作業に要する経費です。標準単価の例等は都道府県によって公表されている場合があります。

※3 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、市町村が策定する計画です。
※4 森林経営計画の認定を受けた者を指します。
※5 森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業体を指します。
※6 水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林を指します。

森林環境保全直接支援事業



趣旨

- 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援します。



支援対象者

- 地方公共団体
- 森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、NP0法人等、森林所有者の団体
- 森林経営計画の認定を受けた者
- 特定間伐等促進計画における特定間伐等の実施主体（集約化実施計画の対象森林で実施する場合に限る。）
- 森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（経営管理実施権配分計画に基づき実施する場合に限る） など



支援対象となる作業

- 地ごしらえ、植栽等
 - 下刈り(10年生以下)
 - 枝打ち(30年生以下)
 - 雪起こし(25年生以下)
 - 倒木起こし(25年生以下)
 - 除伐(25年生以下)
 - 保育間伐(35年生以下※1
又は伐採木の平均胸高直径18cm未満)
 - 間伐(60年生以下)
 - 更新伐(90年生以下)
 - 付帯施設等整備(※2)
 - ・ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備(※2)
- ※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、林業事業体の雇用の維持、事業の継続の観点から緊急に必要と認められる場合は、60年生以下。
※2 左の作業と一体的に実施することが必要です。



間伐、更新伐の支援の条件

- 施業の集約化
森林経営計画ごとに5ha以上の実施箇所を取りまとめて申請(共同による申請も可能)
- ※ 特定間伐等促進計画の場合は集約化実施計画ごとに申請します。
- ※ 1 森林経営計画内の間伐等を行うべき箇所の全ての合計面積が5ha未満の場合、それら全てを一括して実施する場合は支援対象となることがあります。
- 伐採木の搬出
実施箇所1ha当たり平均10m³以上の木材を搬出
- ※ 間伐等の実施箇所の一部に搬出できない(伐捨間伐)箇所があっても、平均で10m³/ha以上を満たしていれば支援対象となります。
- ※ 10m³/ha以上の搬出が困難な箇所については、要件を満たす箇所と一体的に間伐を実施することで、付加的な支援対象となる場合があります。



集約化や路網整備の推進による施業の低コスト化

- 間伐等の補助単価については、低コスト化に取り組んでいる事業体を参考に、主な作業の種類ごとに国が標準的な作業工程を提示し、これに基づき都道府県が労賃等を加味して単価を設定することにより、施業の低コスト化や採算性の向上を図っています。

【間伐の作業工程の例】



【選木・伐倒】



【集材】



【造材】



【造材】

森林経営計画について

○ 目的

森林の有する多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、5年間の森林の施業及び保護(森林の経営)に関する計画を作成するものです。

○ 作成主体

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた方が単独または共同で作成します。

○ 認定主体

市町村長が認定します。(都道府県知事、農林水産大臣の場合あり)

○ 主な計画事項

- ・ 森林の経営に関する長期の方針を記載するほか、5年間の造林、保育、伐採(主伐・間伐)の実施、森林経営の共同化、作業路網の整備、森林の保護に関する計画が必要です。
- ・ 共同して計画を作成する場合は、共同して行う施業の種類及びその実施方法を定めることが必要です。
- ・ 任意で受託等による森林経営の規模の拡大の目標を定めることができます。

○ 計画対象森林

- ・ 民有林を対象とします(公有林、国有林分収造林地を含みます)。
 - ・ ① 林班計画: 林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林
 - ・ ② 区域計画: 市町村長が定める一定の区域内における30ha以上の森林(①②とも林班又は区域内に所有及び経営を受託している森林の全て)
 - ・ ③ 属人計画: 100ha以上の森林を所有している方の所有森林及び経営を受託している森林の全て
- を対象として、計画を作成します。

特定森林再生事業

森林緊急造成



趣旨

- 自然条件等の理由で更新が困難な森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。



支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※）の締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※）の締結が必要）

※ 協定には、事業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める必要があります。（必要な路網整備による場合などは除く）



支援対象となる作業

- 地ごしらえ、植栽等
 - 下刈り（10年生以下）
 - 枝打ち（30年生以下）
 - 雪起こし（25年生以下）
 - 倒木起こし（25年生以下）
 - 除伐（25年生以下）
 - 付帯施設等整備（※）
 - ・ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備（※）
- ※ 左の作業と一体的に実施することが必要です。

例えばこんな場合に使えます。

公益上、造林を行う必要がある



民家に隣接した斜面が裸地化しており、山地災害の防止の観点から、植栽して成林を図る必要があるが、シカの被害の多い地域でもあることから、自力での造林が困難である。

都道府県や市町村等による、公益上の観点から実施する必要がある造林を支援します。

被害森林整備



趣旨

- 台風や大雨等の気象害等による被害森林であって、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、森林所有者との協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。



支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※）の締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※）の締結が必要）
- 森林所有者（地方公共団体との協定（※）の締結が必要）

※ 公的森林整備と同様です。

※ 都道府県、市町村は、自ら所有する森林（公有林）で実施することもできます。



支援対象となる作業

- 森林緊急造成の支援対象に加え、保育間伐、更新伐、野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行うシカ侵入防止柵の単独での設置や、シカ等の誘引捕獲を行う「森林保全再生整備」があります。

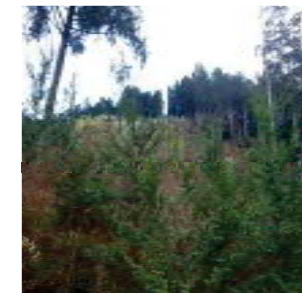
例えばこんな場合に使えます。

風害を受けた森林を再生したい



台風による風倒木の様子

台風により、所有する森林において大量の風倒木が発生したが、自力では風倒木の処理や植栽等が困難である。



植栽後の様子

都道府県や市町村等による被害森林の再生のための風倒木の処理（搬出集積を含む）や植栽等を支援します。

シカの食害を受けた森林で対策を行いたい



食害により荒廃した森林の様子

シカによる食害対策として、高機能な防護柵の設置やシカの捕獲を進めたい。



シカの誘引捕獲



高機能な防護柵

都道府県や市町村等による鳥獣の誘引捕獲や防護柵の設置を支援します。

特定森林再生事業

重要インフラ施設周辺森林整備



趣旨

- 鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（重要インフラ施設）周辺の森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。



支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者、インフラ施設管理者との協定（※）の締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体、インフラ施設管理者との協定（※）の締結が必要）

※ 協定には、事業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める必要があります。（必要な路網整備による場合などは除く）



支援対象となる作業

- 地ごしらえ、植栽等
 - 下刈り（10年生以下）
 - 枝打ち（30年生以下）
 - 雪起こし（25年生以下）
 - 倒木起こし（25年生以下）
 - 除伐（25年生以下）
 - 保育間伐（35年生以下）
 - 更新伐（90年生以下）
 - 付帯施設等整備（※）
 - ・ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備（※）
- ※ 左の作業と一体的に実施することが必要です。

例えばこんな場合に使えます。

送電線周辺の森林整備を行いたい

インフラ施設により林地が分断され、重機が入れない、木材搬出ができない等により、森林所有者による面的な森林整備が進みにくい森林について整備を行う必要がある。



協定に基づく役割分担の下、市町村等公的主体による重要インフラ施設周辺の森林整備を支援します。

保全松林緊急保護整備



趣旨

- 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を支援します。



支援対象者

- 都道府県、市町村
- 森林所有者、森林組合等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者



支援対象となる作業

- (1) 保全松林健全化整備
松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う衛生伐（※）について支援します。
※ 不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理
- (2) 松林保護樹林帯造成
樹種転換のための次の作業について支援します。
 - 地ごしらえ、植栽等
 - 下刈り（10年生以下）
 - 雪起こし（25年生以下）
 - 倒木起こし（25年生以下）
 - 除伐（25年生以下）
 - 保育間伐（35年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満）
 - 更新伐（90年生以下）（※1）

※1 更新伐には、森林環境保全直接支援事業のような支援の条件（施業の集約化、伐採木の搬出）はありません。

例えばこんな場合に使えます。

松林で被害木を含めた伐採・整備をしたい



松くい虫の被害を受けた松林

松林の健全化を図るため、松くい虫の被害を受けたマツと、被害を受けていないマツをあわせて、整備を行いたい。

「保全松林健全化整備」により、被害を受けたマツと生育が不良であるマツの伐倒や、被害拡大防止のため、伐倒した被害木について破碎したり、集積して薬剤処理を行うこと等に支援します。

美しい森林づくり基盤整備交付金



趣旨

- 森林による二酸化炭素の吸収作用を保全し強化する重要性が増していることから、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく間伐等を支援します。



主な支援対象者

- 市町村、森林組合、森林所有者など
- ※ 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき市町村が策定する特定間伐等促進計画において、事業主体に位置づけられている必要があります。
- ※ 森林組合や森林所有者等が実施する場合は、市町村から補助金が交付されます。



支援対象となる作業等

- 「特定間伐等促進計画」に位置づけられた造林及び間伐等の森林施業
- 路網の開設・改良
- 森林の多面的機能の維持増進のために行う施設等整備、森林整備に関連するソフト経費

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法について

地球温暖化防止対策としての森林吸収量の確保に向け、森林の間伐等を促進するため、特別の措置を講ずることを内容として、平成20年5月16日に公布・施行された法律です。平成25年5月31日には、引き続き、令和2年までに年平均52万haの間伐を実施していくことや優良苗木の生産に必要な種子や穂を取るための母樹(特定母樹)を増殖することを目的として改正されました。

この法律に基づき、特定間伐等促進計画を作成し、それに基づいて事業を実施する場合、本交付金の対象となるほか、地方債の特例や伐採届出の特例などのメリットがあります。

特定間伐等促進計画を作成した場合のメリット

森林整備事業における優遇措置

計画に基づき間伐等を実施する場合、森林経営計画を作成した場合と同水準の助成（森林整備事業）を行うとともに、事業主体は、森林組合以外の林業事業体を含め幅広く設定できます。

地方債の特例

計画に基づく間伐等に要する経費（上記2つの国の補助事業に対する地方公共団体の負担分）について、地方債の対象となり、また、その元利償還金の3割については、交付税で措置することができます。これにより、国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担が軽減・平準化され、事業が実施しやすくなります。

交付金の交付 (美しい森林づくり基盤整備交付金)

農林水産大臣に対し計画を提出した市町村は、国から直接交付する交付金の対象となります。従来、市町村が実施してきた独自の取組について、この交付金を活用することにより、工夫次第で、負担の軽減、事業量の増加を図ることができます。

伐採届出の特例

計画に位置づけられた実施主体が実施する間伐等については、森林法により義務づけられている事前の伐採届出が不要となります。

農山漁村地域整備交付金



趣旨

- 都道府県又は市町村が森林基盤整備を実施するための交付金を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図ります。
特に森林整備においては、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を支援します。



支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等



支援対象となる作業

- 林道の開設・改良
- 林道の点検診断・保全整備事業
- 森林環境教育・健康づくり等のための森林の整備
- 市民参加による森林の整備
- 森林の生産力の回復、耕作放棄地等の林地化のための森林の造成
- スギ及びヒノキ人工林を花粉の少ない森林へ転換するための森林の造成

林道点検診断・保全整備事業

- 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修及び更新等を支援します。

主な支援対象者：都道府県・市町村・森林組合
支援対象作業：【点検診断】既設林道の橋梁、トンネル等を対象に健全性や耐震性に係る点検診断
【保全整備】点検診断等の結果に基づき、測量・設計施設の補修・更新等
支援の条件：個別施設計画を策定するための点検診断個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修及び更新等

架設後、長期間経過した橋梁について、老朽化が激しい



更新前(イメージ)

個別施設計画を策定し、補修・更新を実施



更新後(イメージ)

花粉発生源対策促進事業

- スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。

主な支援対象者：都道府県・市町村・森林整備法人・森林組合・NPO法人等
支援対象作業：スギ人工林等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽
支援の条件：地域・対象年齢の制限なし
(市町村森林整備計画への適合は必要)
植栽に当たっては、花粉症対策苗木等(知事が認める広葉樹等を含む)のコンテナ苗を使用し、一貫作業によること。



培土付きなので通常の苗より適期が長いコンテナ苗を活用

森林資源循環利用林道整備事業



趣旨

- 生産基盤強化区域内等において、路網ネットワークを重点的に整備するため、地方公共団体等による基幹となる林業生産基盤整備道等の整備を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合



支援対象となる作業

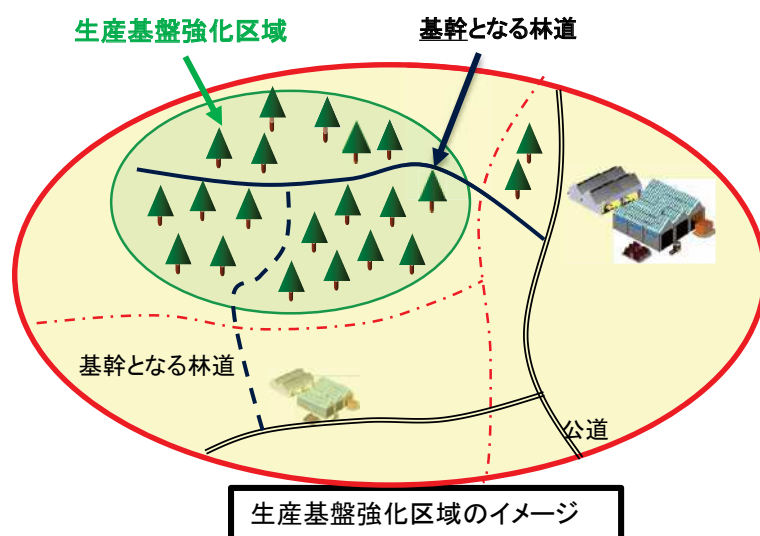
- 林業生産基盤整備道、林業専用道の開設
- 林業生産基盤整備道、林業専用道等の改良
 - ・ 局部改良
 - ・ 幅員拡張
 - ・ のり面保全
 - ・ 舗装 等
- 作業ポイント整備
- 接続路整備
- 路網計画策定
 - ・ 航空レーザ計測
 - ・ 路網設計ソフト 等

林業生産基盤整備道と生産基盤強化区域

- 生産基盤強化区域等における林道（林業生産基盤整備道、林業専用道）を整備

生産基盤強化区域とは

- 人工林資源が充実し、原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあるエリア
- 基幹となる林道の整備により、路網のネットワーク化が図られ、効率的な木材運搬、木材流通の広域化等に対応



人工林資源が豊富な区域



基幹となる林道

林業専用道整備事業



趣旨

- 地方公共団体等による、大型の林業用車両の走行を想定した構造を有し、林内の輸送の中核的な役割を果たす林業専用道等の整備を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合



支援対象となる作業

- 林業専用道の開設
 - 林業専用道等の改良(※)
 - ・ 局部改良
 - ・ 幅員拡張
 - ・ のり面保全
 - ・ 舗装 等
 - 作業ポイント整備
 - 接続路整備
- ※ 林業専用道及び改良後に林業専用道として管理するものを対象としています。

林業専用道等の改良

主として土構造である林業専用道等について、防災機能を強化するための局部的構造の改良等を支援します。

改良前（イメージ）



改良後（イメージ）



林業専用道作設指針の運用について

記録的な集中豪雨への林業専用道の耐久性等に係る対応が必要であることなどから、「林業専用道作設指針の運用」を作成し、より実態に即した柔軟な運用を図っています。

例：法面緑化工



長大のり面が連続する箇所、脆弱な土質箇所等において、のり面保護工を実施。

例：補強土壁工



直線区間を設けることにより、安全性の向上が図られる場合、擁壁等を設置。

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

森林整備事業（公共事業）のほかに、森林資源の循環利用による林業の成長産業化を図る観点から、非公共事業である林業・木材産業成長産業化促進対策交付金により、森林整備等への支援を行っています。



趣旨

意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るべく、間伐材生産や伐採と造林の一貫作業、路網の整備・機能強化、CLT等を製造する木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備などに対して支援します。



主な支援対象者

都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体



支援対象となる作業

○ 間伐材生産

助成額：定額

・間伐材生産の上限 35万円/ha

○ 伐採と造林の一貫作業

助成額：定額

・一貫作業の上限 66.4万円/ha

○ 路網整備・機能強化対策

助成額：定額（機能強化については定率）

・林業専用道（規格相当）の上限

2万5千円/m等

・森林作業道の上限 2千円/m

・機能強化 事業費の1/2以内

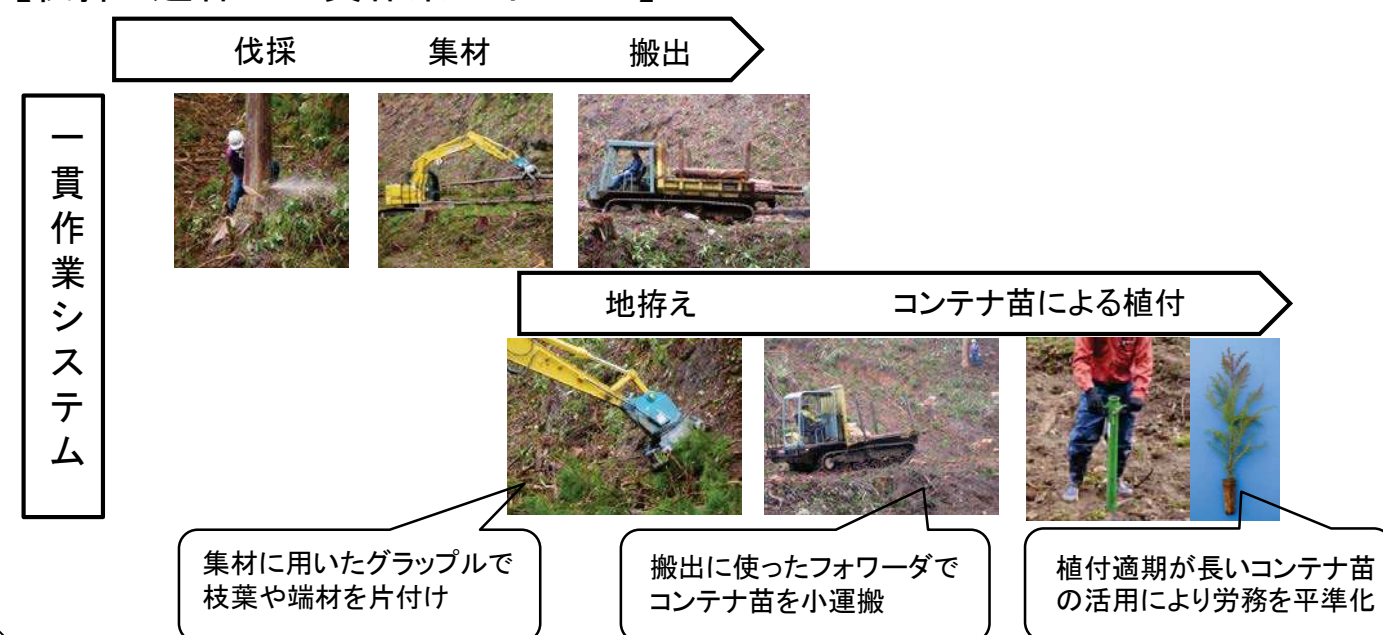
○ 高性能林業機械等の整備

○ コンテナ苗生産基盤施設等の整備

助成額：都道府県へは定額

事業実施主体へは事業費の1/2、1/3以内等）

【伐採と造林の一貫作業のイメージ】



リモートセンシング技術を活用した森林整備事業の申請・検査

森林整備事業の申請・検査に、リモートセンシング等のデータを活用できるようになりました。

○ 申請

施行地での周囲測量などが不要となります。

○ 検査

(1)提出されたオルソ画像等を用いて検査を行います。

(2)施業の実施状況等が確認できる場合、

現地での検査が省略されます。

（施業の実施状況等の確認ができない場合は、従来どおり現地での検査を行います）



従来測量



オルソ画像による区域確認

先進的造林技術推進事業

造林作業や、それに必要な設計・施行管理の省力化・低コスト化を図る観点から、非公共事業である先進的造林技術推進事業により、新たな造林技術やリモートセンシング技術等を導入した造林モデルの実証的な取組への支援を行っています。



趣旨

地域の実情に応じた低コスト造林モデルの普及、リモートセンシング技術を活用した効率的・省力的な設計・施行管理等の実証的な取組に対して支援します。



主な支援対象者

都道府県、市町村、森林整備法人等、森林所有者、森林組合等



支援対象となる作業

○ 地域の実情に応じた実証的造林

助成額：定額

・人工造林の上限 73.1万円/ha

・下刈りの上限 10万円/ha

○ リモートセンシング技術の活用実証

助成額：定額

・森林施業の上限 61.2万円/ha

・機械器具整備の上限 69.8万円/1事業主体

【実証の例】



ドローン苗木運搬



早生樹造林



ドローンによる測量